

料 金 表（所得税確定申告）

■確定申告基本業務

※報酬算定の基礎となる「収入金額等の合計額」は、委任契約締結時において確定した又は見込まれる収入金額等の合計額とする。

ただし、契約締結時において収入金額等の合計額が、確定申告書作成時の収入金額等の合計額と比較して著しく乖離することとなった場合には、その乖離することとなった時点において、実際に確定申告書に記載する収入金額等の合計額を基礎として報酬を見直すものとする。

単位：円（税別）

	収入金額等の合計額 (各種特例適用前)							
	A	B	C	D	E	F	G	H
	750万円以下	750万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,500万円以下	1,500万円超 2,000万円以下	2,000万円超 2,500万円以下	2,500万円超 3,000万円以下	3,000万円超 4,000万円以下	4,000万円超
確定申告基本業務	12,000	13,000	14,000	16,000	18,000	21,000	24,000	基本 28,000 1,000万円増加する毎 +5,000

料 金 表（所得税確定申告）

【 確定申告基本業務以外の業務 】

■所得別料金加算

下表の所得がある場合、それぞれ該当する金額を確定申告基本業務の基本報酬額に加算するものとする。

①	事業的規模でない不動産所得・青色申告	15,000 円 / 件（注1）
②	事業的規模でない不動産所得・白色申告	10,000 円 / 件（注1）
③	利子所得	2,000 円 / 件
④	総合課税・配当所得	2,000 円 / 件
⑤	給与所得又は公的年金等に係る雑所得	2,000 円 / 件
⑥	公的年金等以外の雑所得（⑦、⑫～⑭を除く）	10,000 円 / 件
⑦	暗号資産に係る雑所得等	20,000 円 / 種類
⑧	総合課税・譲渡所得（減算規定あり）	5,000 円 / 件
⑨	一時所得	5,000 円 / 件
⑩	不動産に係る譲渡所得（減算規定あり）	15,000 円 / 契約
⑪	上場株式等に係る配当所得	5,000 円 / 口座
⑫	株式等に係る譲渡所得等・特定口座（注2）	5,000 円 / 口座
⑬	株式等に係る譲渡所得等・一般口座（注2）	15,000 円 / 口座
⑭	先物取引に係る雑所得等（注2）	10,000 円 / 件
⑮	退職所得	5,000 円 / 件
（注1）	室数等にかかわらず賃貸物件ごとを原則とする。ただし、2以上の賃貸物件を一の賃借人に対し、一の賃貸借契約に基づいて賃貸している場合には、当該2以上の賃貸物件を1件とみなす。	
（注2）	事業所得に該当する場合を除く。	

料 金 表（所得税確定申告）

【 確定申告基本業務以外の業務 】

■その他料金加算

下表のいずれかに該当する場合、それぞれ該当する金額を確定申告基本業務の基本報酬額に加算するものとする。

①	医療費控除（加算及び減算規定あり）	9,000 円 /申告
②	純損失の繰越控除	4,000 円 /申告
③	住宅借入金等特別控除（適用初年度）	14,000 円 /申告
④	上記以外の優遇規定等を適用する場合	応相談 / 件
⑤	財産債務調書及び国外財産調書	応相談 /（注）
（注） 記載する財産の種類等に応じて料金及び単位を決定するものとする。		

■税務調査業務（減額規定あり）

調査立会業務は、1日当たり、30,000円とする。

調査官との折衝業務は、是正申告書作成業務に含むものとし、是正申告書の作成業務と併せて、原則25,000円とする。

料 金 表（所得税確定申告）

【 確定申告基本業務以外の業務 】

■その他の事務代行業務（一例）

□届出書等作成提出業務

※届出書等とは、税務署又は地方公共団体に提出する各種届出書及び申請書をいう。

1件につき、3,000円とする。

- ・印紙税の過誤納還付請求書は、当事務所の過失による提出である場合を除き、原則通りの金額とする。

□税務調査に起因しない修正申告書の作成提出業務

期限内申告をするとした場合のその年分の確定申告に係る報酬金額に50%を乗じた金額とする。

□税務調査に起因しない更正請求書の作成提出業務

期限内申告をするとした場合のその年分の確定申告に係る報酬金額に50%を乗じた金額とする。

□（税理士法第33条の2）書面添付制度の添付書面作成業務

添付書面作成業務に係る報酬は、確定申告基本業務報酬の10%とする。

■報酬料金の支払方法に関する規定

原則、業務完了月の翌月に支払うものとする。